

第 10 回 農業委員会総会 議事録

- | | | | |
|---|---------|---|--|
| 1 | 総会の月日 | 令和 6 年 4 月 5 日（金）午後 1 時 00 分から | |
| 2 | 現 地 調 査 | 総会開会前 農業振興地域整備計画変更申請現地調査 | |
| 3 | 総会の場所 | 南箕輪村役場 講堂 | |
| 4 | 議 事 | 議案第 1 号 農地審議 | 農業振興地域整備計画の変更申請について |
| | | 議案第 2 号 農地審議 | 農地法第 3 条関係
（所有権移転）について |
| | | 議案第 3 号 農地審議 | 農地法第 5 条関係について |
| | | 議案第 4 号 農地審議 | 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について |
| | | 議案第 5 号 農地審議 | 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理事業利用権設定
各筆明細について |
| | | 議案第 6 号 農地審議 | 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について |
| 5 | 協 議 事 項 | ①農業委員会の法令遵守の申し合わせについて
②農地あっせん事業について
③農地買受け借受け希望について（別添資料）
④農業委員会協議会総会について
⑤令和 5 年度の最適化活動の点検・評価について
⑥令和 6 年度の最適化活動の目標設定について
⑦その他 | |
| 6 | そ の 他 | ①農地利用最適化交付金の活動報酬の支給について
②農地相談会の報告
③情報提供
④当面の日程について
⑤その他 | |

7 出席農業委員（10人）

堀 敬一	倉田明彦	征矢昌博	唐木義秋
原 聡美	太田和也	唐澤 忠	伊藤良夫
城田忠志	唐澤喜廣		

8 欠席委員

小林美晴			
------	--	--	--

9 議事録署名委員

原 聡美	城田忠志
------	------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	酒井 明	唐澤英樹
------	------	------	------

11 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	清水栄子
事務局	山口美咲		

	開会前 新規担当職員、及び新規担当課職員の紹介 農業委員会事務局次長 清水栄子 農政係（農業委員会事務局担当） 山口美咲 商工係（農政係兼務） 日戸崇志 地域おこし協力隊 高橋真優
事務局長	メンバーが変わりましたが、事務局はこれまでも産業課にいた2人になりますので、スムーズに進めることができと思っています。令和6年度も引き続き、産業課職員一同よろしくお願い致します。
伊藤会長代理	開会 本日の出席状況でございます。 小林美晴委員が欠席ということですが、他、農業委員、農地利用最適化推進委員、全員の出席でございます。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。 ただ今から第10回農業委員会の総会を開会致します。
唐澤会長	会長挨拶
事務局長	会議規則第4条の規定により、以降、唐澤会長に議長となっただき進行願います。
議 長	議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名は、原聡美委員と城田忠志委員を指名します。
事 務 局	1 報告事項 ①農地法第3条の3の規定による届出について報告 6件 29筆
議 長 委員一同	報告事項①について、質問・ご意見等ございますか。 （特になし）
議 長	質問等がないようでしたら、報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出につきましては、相続の関係になりますので、番号6-1から番号6-6までを受理と致します。
事 務 局	②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告 3件 3筆
議 長	報告事項②、こちらは合意解約通知についてとなりますが、ご意見等ござ

委員一同 議 長	いますか。 (特になし)
事 務 局	特にないようでしたら、報告事項② 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について、番号 6-1 から番号 6-3 まで、3 件 3 筆を全て受理と致します。続いて、報告事項③に移ります。大芝地区営農型太陽光発電施設の一時転用許可に付ける条件について、事務局より説明をお願いします。 ③大芝地区営農型太陽光発電施設の一時転用許可に付ける条件について報告
議 長	・先月、第 9 回総会において協議した、大芝地区営農型太陽光発電施設の一時転用許可に付ける条件について、委員からの意見を反映させて修正した許可条件の文面を示し、詳細を説明。 はい。事務局から説明いただきましたが、特に、条件に付記していた「栽培日誌」を「栽培記録」に修正し、削除を検討していた文言については、委員の皆さんからの意見を参考に検討した結果、削除せずに残したということでございます。ご確認いただきまして、皆さんからご質問等ありましたらお願い致します。
委員一同 議 長	(特になし) では、報告事項③につきましては了承いただいたということで、報告事項④へ移ります。
事 務 局 議 長	④営農型発電設備の下部農地における営農状況報告について報告 はい。[redacted]栽培事例、[redacted]栽培の事例について、営農状況の報告いただきましたが、質問等ございますか。
委員一同 事務局長	(特になし) 補足させていただきますと、ポイントとしては、太陽光パネルの下でも通常栽培時の 8 割に当たる収量が確保できているかというところを、事務局としては見させていただいております。[redacted]事例では、地域の平均的な単収が 10 アール当たり 85 kg という数字、こちらが J A 佐久浅間から出されております。その 8 割は 68 kg となりますが、状況報告では [redacted] 8 割は超えているということで見させていただきました。[redacted]事例につきましては、昨年に定植したばかりということで、まだ収量が見えていません。こちらは平均的な収量が 8 割となるのかの判断はできてはいませんが、6 月の総会時に 2 件の事例それぞれの生育状況について現地確認をしたいと考えております。その際にまた、実際に状況を見た上での疑問点等について質問していただく形にしたいと思います。
議 長 委員一同 議 長	事務局長から補足説明いただきましたが、併せて、質問ございますか。 (特になし) よろしいでしょうか。それでは、報告事項については以上となります。

	2 議事 議事に移ります。 議案第1号 農地審議 農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。 朗読 上程 議案第1号 4件 7筆
事務局	
議長	はい。では、議案第1号、除外No.1の案件につきまして、地区担当の唐木義秋委員からの説明をお願いします。
唐木義秋委員	はい。こちらの[REDACTED]説明会で、担当の方が、素晴らしい給食を子供たちに提供していきたいと熱く語ってくれていました。村でも地産地消を推し進めていますので、あの素晴らしい施設を、南箕輪村の農業振興、あるいは子供たちの食育に繋げて、是非、有効に利用していただきたいと、そのように思っています。特に問題はないかと思っておりますので、宜しくお願い致します。
議長	唐木委員から補足をいただきましたが、除外No.1につきましてご意見のある方、おられますか。
委員一同	(特になし)
議長	よろしいですか。では、この件については挙手による採決ということでお願いしたいと思います。この除外No.1につきまして、許可相当、除外はやむを得ないと認める方の挙手をお願いします。
委員一同	(挙手全員)
議長	はい。全員の挙手をいただきました。よって、全員賛成ということとなります。農業委員会の意見としては「除外はやむを得ない」と致します。続いて、除外No.2の案件でございますが、こちらは私の方から補足説明させていただきます。申請地の北側部分、655 m ² について、今回、除外を行うこととなります。南側部分については、現在、県との事前協議を終えたところで、除外については「異存なし」とのことだそうです。また、進入路については、残地を隣接の農地と交換する形で設ける計画のようであります。ご審議の程、宜しくお願い致します。除外No.2について、皆さんからのご意見、ご質問ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	よろしいでしょうか。除外No.2について、賛成の方は挙手をいただきたいと思います。
委員一同	(挙手全員)
議長	ありがとうございます。全員の挙手をいただきましたので、除外No.2の案件については除外はやむを得ないと致します。
	続いて、除外No.3の案件に移ります。除外No.3について、補足説明がございましたら、唐木義秋委員、お願いします。
唐木義秋委員	先程、現地を見ていただきましたし、内容も事務局の説明通りであります。

議 長	除外を認めるかどうかのポイントとなるのは、土地の位置になります。水路を挟んだ北側の住宅が斜向かいになるということで、集落接続という要件が当てはまるかどうか、皆さんのご意見をいただく中で判断いただければと思います。申請者ご本人の希望を受け入れて実現させていくことも大事かと思しますので、ご審議を宜しくお願い致します。 はい。ありがとうございました。除外No.3について、集落接続ととらえられるかどうかということですが、東側に青地の土地を一枚挟んでいるので集落接続しているとは言えないのではないのか、いや、北側の斜向かいに住宅があるので集落接続と判断できると。集落接続の解釈としては、必ずしも全ての家屋の敷地が連続していなくても良いということにはなっていますので、この案件についても集落接続とみて良いのではないかという考えもあるかと思いますが、ご意見ございますでしょうか。
酒井文代委員	東側の農地と交換してから除外申請しても良かったのではないかとと思いますが、個々人の意見、申請者の考えもあるのかと思います。
議 長	はい。ありがとうございました。他にありませんか。皆さんからの率直な意見をお願いします。青地の土地を一枚飛ばして除外しても良いのか。集落接続にあたるかどうかという考えも勿論ありますが、同じような事例が出てきた時にどのように判断するか、それぞれの委員さんで考えを固めていただくようにしていただきたいと思います。
倉田明彦委員 事 務 局	過去に、似たような案件、同様の前例があったのか、確認させて下さい。地区によって農振農用地の纏まり方が違うので参考になるかどうかですが、過去にも農地を一枚飛ばして除外したという例はあります。大芝や南原など、地区によっては全体を集落として捉えるところもあり、その捉え方、地区の特徴に依ってくることもあるかと思いますが、委員さんそれぞれの考え、周辺農地への影響などを考慮し、審議していただければと思います。
議 長	申請理由が、 ということ、その点を斟酌し、許可相当、除外はやむを得ないとしても良いのかとも思っています。皆さんも、それぞれの立場で責任を持ってご判断いただかなければいけない案件ですので、意見を願います。
酒井明委員	昔もきっと、からと農振を外した例があったのではないのでしょうか。
議 長	立地基準とは関りはないです。からという理由で許可にはならない。位置的代替性がないと認められるという意味です。
事 務 局	集落接続についての判断はとても難しいと思います。農地調整活動ハンドブックの4-13を見ていただきたいと思います。

事 務 局	・農地調整活動ハンドブック「4-13」不許可の例外／エの項目を朗読。 今回の除外申請については、ハンドブックを確認してみても、集落接続に該当するかどうか、その判断にとっても悩むと思います。申請を持って来庁された時点で、酒井文代委員が仰っていたように隣の農地との交換を提案してみましたが、ご本人はやはり、この申請地が良いということでした。この除外を認めると、確かに周囲の農振除外が虫食いのように進んでしまうのではないかという不安もあります。また、除外を認めないとした場合は、申請農地の周辺居住者の日常生活へ与える影響も考える必要があるかと思います。それぞれにどのような影響が考えられるのかを委員さんに考えていただき、どちらの判断とするのか、農業委員としての答えを出していただきたいと思います。
議 長	事務局に補足説明をしていただきました。皆さんのお考えを聞かせていただきたいです。
征矢昌博委員	現地や地図を見た時には、酒井委員と同じように農地の交換ができないものかと感じました。ただ、どの地区でもそうかと思いますが、自分の土地に子どもの家を建てたいと考えている人が多く、今回と似たような案件が今後も相当数出てくるのではないかと思います。自分の土地ですので、使い勝手が分かりますし、自宅に近い場所にあるその土地に、子供たちには住んでもらいたい。特に、農業を営んでいれば人手も必要です。その考えを全て否定してしまうと、村の発展にも繋がらなくなってしまうと思っています。今回の案件については、学校にも近く、東のエリアには住宅も多くありますので、集落接続だとみなしても良いと思っています。
菅家美果委員	南殿地区について詳しくはありませんが、申請地の東側にある道路を超えて更に東側、農振地域ではないエリアにある農地が次々に宅地化されているように思います。個人的にはそちらのエリアでも良かったのではないかと感じてはいましたが、先程からの皆さんの意見をお聞きして、自分の土地への愛着という心情も理解できると思います。また、この土地から北殿地区へ進むと更に宅地化が顕著になっていて、一本西側の中込線が境になっているように感じます。発展という点で考えると、この申請地周辺が居住地区となっていくのも仕方がないことなのかなと思いました。
議 長	ありがとうございます。他にご意見ありませんか。
委員一同	(特になし)
議 長	それぞれ、お決めいただきましたでしょうか。それでは採決したいと思います。こちらの案件について、集落接続していると考え、除外はやむを得ないと思われる方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手全員)
議 長	はい。ありがとうございます。挙手全員であります。本案件、除外No.3につきましては集落接続だという捉え方とし、除外はやむを得ないということで進めてまいりますのでお願い致します。

唐澤忠委員	それでは、続く除外No.4につきまして、唐澤忠委員、補足説明をお願いします。
議 長	はい。申請地は青地の3種農地となります。現地をご覧いただきました通り、宅地化がかなり進んだエリアになりますので、致し方ないかと感じております。ご審議の程、宜しくお願い致します。
委員一同	はい。現地を見た限りでは、もう住宅がいっぱい詰まっているような状況であります。ご意見・ご質問ございますか。
議 長	(特になし)
委員一同	よろしいでしょうか。本案件につきましても採決をとりたいと思います。除外No.4の案件について、除外はやむを得ないとお考えの方の挙手をお願い致します。
議 長	(挙手全員)
事 務 局	はい。ありがとうございます。挙手全員でありますので、除外はやむを得ないとの判断とし、そのように進めてまいります。議案第1号は以上となります。
議 長	続きまして、議案第2号に移ります。
議 長	議案第2号 農地審議 農地法第3条関係(所有権移転)についてを議題と致します。
委員一同	朗読 上程 2件 2筆
議 長	はい。では、議案第2号 番号6-1の案件につきましては、私の方から説明を致します。譲受人[]が、譲渡人[]から田圃を取得する案件になります。問題は特にないかと考えますので、ご審議を宜しくお願い致します。番号6-1につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
委員一同	(特になし)
議 長	ないようでしたら、この番号6-1の案件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、議案第2号 番号6-1の案件を可と致します。
酒井文代委員	次に、番号6-2については、酒井文代委員からの説明をお願いします。
議 長	議案書にあります通り、譲渡人[]から[]へ譲渡すという案件です。耕作面積0㎡となっていますが、元々、譲受人[]がこの土地を耕作しておりまして、家庭用の野菜を栽培していたところになります。今回の話を機に、譲り渡すということになったそうです。特に問題はないかと思いますので、宜しくお願い致します。
委員一同	はい。皆さんからの質問、ご意見ありますでしょうか。
議 長	(特になし)
委員一同	ないようでしたら、この番号6-2の案件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)

議 長	では、議案第2号 番号6-2の案件を可と致します。
	続きまして議案第3号に移ります。
	議案第3号 農地審議 農地法第5条関係についてを議題と致します。事務局からの説明をお願いします。
事 務 局	朗読 上程 2件 2筆
議 長	では、番号1の案件については、酒井文代委員からの説明をお願いします。
酒井文代委員	はい。譲渡人の[]から連絡をいただいております、[] [] 自宅横にある農地に家を建てるということ とで、特に問題はないかと思います。上下水道は村営のものを使用し、雨水は宅内処理ということですので、宜しくお願い致します。
議 長	はい。では、この番号1の案件について質問等ございましたらお願い致します。
委員一同	(特になし)
議 長	ありませんか。ないようでしたら、こちらの案件について、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、議案第3号 番号1の案件を可と致します。
	続いて、番号2の案件です。伊藤良夫委員から、説明をお願いします。
伊藤良夫委員	譲受人[]は、譲渡人[]です。住宅はありますがガレージがなかったため、住宅の南側を転用してガレージを造るということです。宜しくお願い致します。
議 長	はい。ありがとうございました。皆さんからのご意見・ご質問ございますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	ないようでしたら、こちらの案件について、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、議案第3号 番号2の案件を可と致します。
	続きまして、議案第4号に移ります。
	議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題と致します。
事 務 局	朗読 上程 16件 24筆
議 長	はい。一点、お伺いします。番号6-13の案件ですが、水稻で貸借料が[] []とあります。更新となっていますが、これまでもこの金額だったのでしょうか。
事 務 局	番号6-13の案件につきましては、これまでは[]そうです。お互いに話し合いをされまして、今回、更新と併せて[]契約変更ということで上がってきたものになります。

議 長	分かりました。全体を通してご意見・ご質問ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	特にご意見等なければ、16 項目、全案件を可と致しますが、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	それでは、議案第 4 号 番号 6-1 から番号 6-16 まで、16 件の全てを可と致します。
	続いて、議案第 5 号を議題と致します。議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業利用権設定各筆明細について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	朗読 上程
	4 件 12 筆
議 長	はい。いずれも、中間管理事業を利用した貸借ということになっております。皆さんの方から、質問・ご意見ありますか。
委員一同	(特になし)
議 長	ありませんか。なければこの 4 件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、議案第 5 号 番号 6-17 から番号 6-20 まで、4 案件を全て可といたします。
	続きまして、議案第 6 号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題とします。
事 務 局	朗読 上程
	6 件 11 筆
議 長	はい。農地保有合理化事業について、番号 6-21 から番号 6-23 については農地の所有者から開発公社へ売り渡す案件、番号 6-24 から番号 6-26 については公社から耕作者へ売り渡すという案件です。番号 6-21 について、太田委員から補足説明ございますか。
太田和也委員	特にありません。
議 長	補足の説明はないということです。[REDACTED] から開発公社へ売り渡しをするという案件ですが、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。では可とします。次に、番号 6-22 について、堀委員から説明ございますか。
堀敬一委員	ありません。
議 長	はい。番号 6-22 の案件、補足説明なしということです。[REDACTED] から開発公社へ売り渡す案件でございますが、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。こちらも可と致します。続いて番号 6-23 について、唐澤英樹委員、

唐澤英樹委員	補足説明ございますか。 以前にも何件か出ている土地を処分する案件ですので、特に問題はないか と思います。
議 長	はい。こちらは■■■■■から開発公社へ売渡しをする案件です。可とし てよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。可と致します。次の番号6-24、6-25、6-26 は先程申し上げた通 り、開発公社から売り渡しをする案件で、事務局が対応したものでござい ます。こちらの3案件について可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、可と致します。議事は以上となります。 それでは、協議事項へ移ります。
	3 協議事項
事 務 局	①農業委員会の法令遵守の申し合わせについて
	・農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の代表として、法例に則 り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負ってい る。このことを改めて自覚して活動に取り組むための「農業委員会の法令 遵守の申し合わせ」について説明。併せて、個人情報の保護、漏洩につい ても注意喚起し、協議と年に一度の申し合わせの決議実施を依頼。
議 長	法令遵守の申し合わせについて、年に一度、気持ちを改める意味で行うも のになります。農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、 法令遵守を徹底するという気持ちを忘れずに、今後また1年間の活動をお 願いしたいと思います。また、事務局からもありましたように、意図的で はなくとも、知らず知らずのうちにということもありますので、知り得た 個人情報、権利に関わる情報についても慎重な取り扱いと対応をお願い致 します。もう一点、先程の農振除外の案件で、集落接続に当てはまるかの 判断が難しい土地の取り扱い、解釈について議論致しました。今回、除外 はやむを得ないと判断したその結論について、しっかりと心に留め、活動 をお願いしたいと思いますので宜しくお願い致します。 ・協議の結果、法令順守について年に一度の申し合わせを行い、コンプラ イアンスの遵守、徹底を南箕輪村農業委員会として決議。
	②農地あっせん事業について
事 務 局	4件 6筆
議 長	・あっせん選定調書について説明をする。(会議資料 P22～P33) ・補足説明をする。 ・協議の結果、特に問題はなさそうなため、4件ともに可とし、あっせん 事業を進めていくこととする。

事務局	③農地買受け・借受け希望について（別添資料） ・新たな申し出、また希望内容に変更のあった希望者について、事務局作成のリストを示し、詳細について説明。
議長 唐澤忠委員	・補足説明をする。
議長 唐木義秋委員	■■■■■案件がありますが、西天竜幹線水路の水が9月で止まってしまうため、水利の関係でお困りのようです。情報があればお聞かせいただきたいのですが。
議長 唐木義秋委員	西天竜幹線水路は9月半ばで送水が止まります。その期間を延長するのは難しいと思います。
議長 唐木義秋委員	可能性があるとすれば、西部土地改良区の関係でしょうか。西部土地改良区では11月頃まで送水されていますので、西天竜幹線水路よりは長い期間、水は利用できるかと思います。それでも■■■■■農家では、もっと長い期間を希望されているようです。ただし、それ以上の期間になると、今度は送水管が凍って割れてしまいますので難しいと思います。後は、独自で井戸を掘るか。
議長 堀敬一委員 唐澤忠委員 堀敬一委員	方法としては、唐木委員からありましたように、7月から11月の通水機関となっている西部土地改良区の水を利用する、井戸を掘るというぐらいでしょうか。
堀敬一委員 唐澤忠委員 堀敬一委員	栽培面積はどのぐらいでしょうか。 ■■■■■程と聞いています。
唐澤忠委員	■■■■■9月までは西天竜幹線水路の水を使い、補完的に水道水を使ったらどうでしょうか。それで、見込みが出てきた段階で井戸掘削などの投資を提案する。井戸を掘るというのは初期投資としては難しいかと思います。
唐澤忠委員	近くに戸谷川が流れていますが、その水利権はどうなっているのでしょうか。水量は多くないですが、そこからポンプを使って汲み上げる方法はどうでしょうか。
太田和也委員	神子柴に黒川という川があり、水利権については分かりませんが、水量は豊富ですが、土地の価格は宅地並みのようです。
議長	川の水の利用に関しては、水利権を調査していただき、進めていただくようお願いしたいと思います。 ・事務局提示のリストについては、最新のものを利用していただくよう案内。
事務局	④農業委員会協議会総会について ・年1回実施の農業委員会協議会総会について、役員会も含めた開催日程、参集範囲、来賓について協議を依頼。
議長	・補足説明をする。

事務局 議長	・協議の結果、事務局提案の日程、参集範囲で了承。来賓についても例年通りとすることです承。 ⑤令和5年度の最適化活動の点検・評価について（別添資料） ・令和5年度全体の最適化活動について、点検、評価する表の様式・記入例を示し、委員各自での記入が必要となる自己点検評価欄について説明。 ・補足説明をする。 ・自己点検評価欄へそれぞれで記入し、4月19日（金）までに事務局への提出を依頼。
事務局 議長 委員一同 議長	⑤令和6年度の最適化活動の目標設定について ・最適化活動における令和6年度の目標設定について、農業会議からの指示も含め、各項目の目標値が記入された資料を示し、説明。 ・補足説明をする。 この最適化活動の目標設定について、質問等ございますか。 （特になし） 1人当たりの活動日数ですが、今年度も月10日が設定されています。色々とお忙しいとは思いますが、時間を調整し、10日間以上、必ず活動していただくようお願い致します。
事務局	4 その他 ①農地利用最適化交付金の活動報酬の支給について 最適化活動の令和5年度分報酬として、在職月数に応じて按分し、各委員へ振り込む手続きを行った旨を案内。
事務局 議長 唐木義秋委員	②農地相談会の報告 ・令和6年3月9日（土）に実施した農地相談会について、相談者数や相談内容などの実績について説明。 農業振興部会長として中心となつて纏めていただいた、唐木義秋委員から補足説明をお願いします。 唐木義秋委員、お願いします。 はい。例年通りの形で実施し、15人の方に参加していただきました。こちらの対応も慣れてきまして、適切な対応ができたのではないかと感じています。是非こういった場を活用し、今後も上手く進めていければ良いと思っています。
事務局	③情報提供 1. 相続登記が義務化されます。 ・令和6年4月1日から相続登記が義務化されたことについて、法務省民

酒井文代委員	事務局提供の資料を示し、案内。土地等の相続について相談があった場合には案内いただくよう依頼。 2. その他 ・委員からの情報提供 ひとつは、農作業中における車の駐車方法について、地区から要望がありましたので、情報共有をお願いしたいと思います。農作業をされている間、車が路上に停まったままであることで、他の車がその道を迂回しなければならないので、どうにかしてもらえないかという意見がありました。特に収穫作業時など、2時間から3時間、長い時は半日に渡って駐車しているために、結局、通行止めようになってしまっている状況が見受けられます。車を停めるスペースを圃場内に作る、せめて車1台が通ることのできる道幅は取るように停めるなど、対応を考える必要があると思います。農繁期ではあっても、一般の道路については道路交通法の適用を受けます。農家の皆さんに協力していただけるよう、声掛けをお願いしたいと思います。もうひとつは、知人の高齢のご夫婦からの情報です。そのお宅に、所有する農地の登記簿を添付した形で、太陽光発電業者からダイレクトメールが届きました。事務局に確認したところ、業者から、白地の農地について1種農地か3種農地かを確認する問い合わせがあったようです。開示しないことにも問題があるため返答をしたところ、その農地について業者側が登記簿を取り、それぞれの地主に直接、案内を送ってきたようです。知人のご夫婦には相手にしなくて良い旨を案内していますが、南箕輪村にはまだ太陽光発電についての条例がありませんので、そこを狙って業者が入り込もうとしているのだと思われます。登記簿自体は法務局やネットで誰でも取得することができますし、皆さんの周囲でも同じような相談があった場合は、相手にせず無視して問題ないことを案内していただければと思います。
議 長	酒井文代委員、ありがとうございました。2点ございました。農作業中の駐車については、注意していただき徹底を図っていただかなければならないと思います。営農センターの方でも、これまでも、タイヤに付着した泥についての注意喚起は行ってきた経過がありますが、同様に、農作業中の駐車の問題についても注意するよう、喚起していきたいと思います。また、太陽光発電のダイレクトメールの件については、それぞれの委員さんで注意していただき、地区内で同様の相談があった場合には、話に乗らなくて良いというように案内をお願いしたいと思います。
事 務 局 議 長	④当面の日程について ・当面の日程について説明する。 ・補足説明をする。 ・委員それぞれで担当する部分について予定を確認いただくよう案内。

	・ 6 月 5 日（水）の第 12 回農業委員会総会に併せ、同日、営農型太陽光発電施設の現地確認を実施する旨で了承。
	⑤その他
事 務 局	○配布物 2024 年農業委員会活動記録セット 農地調整活動ハンドブック 農家相談の手引き ながの農業会議だより
事 務 局	・ 各配布物について説明し、確認と今後の活動への活用を依頼。 ○貸付売渡希望農地情報の確認について ・ 村ホームページに掲載中の「貸付売渡希望農地情報」について、既に売買等が成立、または現在調整中の農地について記載した資料を提示。各委員の持つ情報との齟齬がないか、確認を依頼。 ・ 今後、新規案件を加え、ホームページのリニューアルを行う旨で案内。
議 長	以上で議長の職を解かせていただきます。
伊藤会長代理	閉会 以上を持ちまして、第 10 回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。 （午後 4 時 20 分 終了）

以上、第 10 回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和 6 年 4 月 26 日

議

長

唐澤喜廣

議事録署名委員

城田忠志

議事録署名委員

原 聡美